

令和5年10月

図書購入の皆様へ

このたびは、「令和5年度版 農業農村整備事業の地方財政措置の手引き（令和5年8月発行）」をご購入いただきまして誠にありがとうございます。

本手引きについては、農林水産省ホームページ (<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tizai.html>) に掲載された公表資料を農林水産省の許可を得て、印刷・出版しておりますが、この10月に農林水産省ホームページに掲載された地方財政措置に係る内容に一部修正があったことから、本手引きに係る修正該当ページ及びその変更内容についてお知らせいたします。

記

■本手引きの修正箇所：①9ページ ②10ページ ③25ページ ④29ページ

全国水土里ネット事業部

TEL：03-3234-5592

E-mail：books@inakajin.or.jp

(2) 農業農村整備事業に係る地方債の充当率（災害復旧事業債を除く）

地方債の種類	国の予算上の項目等	充当率		
		本来分	財源対策債分	
一般会計債	国営かんがい排水事業 (国営地域防災対策一体型かんがい排水の地域防災対策のうち地盤沈下対策) ※1 (土地改良施設突発事故復旧(基幹施設型)のうち地盤沈下対策) ※1 (上記以外のかんがい排水) ※1 国営農用地再編整備事業 ※1	80% 80% 50% 50%	10% 10% 40% 40%	
	国営総合農地防災事業 (地盤沈下対策、シラス対策) ※1 (公害防止計画に基づく水質保全対策) ※1 (上記以外総合農地防災) ※1	80% 50% 50%	10% 40% 40%	
	直轄地すべり対策事業	50%	40%	
	国営土地改良施設突発事故復旧事業 ※1	50%	40%	
	水資源機構営事業 ※1	50%	40%	
	農地中間管理機構関連農地整備事業 ※2 農業競争力強化農地整備事業 ※2 水利施設等保全高度化事業 ※2 農山漁村地域整備交付金 ※2 〔・農地整備 ・水利施設整備〕 〔・農村整備〕	50%	40%	
	中山間地域農業農村総合整備事業 ※2 農村整備事業 ※2 農地耕作条件改善事業(都道府県分) ※2 畑作等促進整備事業(都道府県分) ※2 農業水路等長寿命化・防災減災事業(長寿命化対策(都道府県分)) ※2			
	農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金、農業水路等長寿命化・防災減災事業(防災減災対策(都道府県分)) ・農地防災(防災ダム(農業生産基盤及び農村環境保全管理施設に限る)) (ため池等整備(農業生産基盤及び農村環境保全管理施設に限る))	50%	40%	
	農村地域防災減災事業 ・地すべり対策(地すべり対策) ・農村環境保全対策(公害防除特別土地改良) ・防災重点農業用ため池緊急整備	80% 50% 50%	10% 40% 40%	
	農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金、農業水路等長寿命化・防災減災事業(防災減災対策(都道府県分)) ・農地保全(農地保全整備のうちシラス対策) (農地保全整備(農業生産基盤及び農村環境保全管理施設に限る)) ・農村環境保全対策(地盤沈下対策) (水質保全対策のうち公害防止計画に基づくもの) (水質保全対策(水質保全施設及び併せ行う施設に限る))	80% 50% 80% 50% 50%	10% 40% 10% 40% 40%	
	農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金、農業水路等長寿命化・防災減災事業(防災減災対策(都道府県分)) ・湛水防除	都道府県分 50% 市町村分 80%	40% 10%	
	土地改良施設突発事故復旧事業	50%	40%	
	直轄海岸保全施設整備事業(浸食対策以外) (浸食対策)	50% 80%	40% 10%	
	農山漁村地域整備交付金(海岸保全施設整備事業) ・海岸保全施設整備(高潮対策) (浸食対策) (海岸耐震対策) ・津波・高潮危機管理対策(津波・高潮ハザードマップ作成支援を除く) ・海岸環境整備	50% 80% 50% 50% 50%	40% 10% 40% 40% 40%	
	地すべり対策災害関連緊急(直轄)	80%	10%	
	農業用施設等災害関連(災害関連緊急地すべり対策)	(現年分) 80%	10%	
	農業用施設等災害関連(特殊地下壕対策を除く農業用施設等災害関連) (農地災害関連区画整備) (災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策) (地すべり防止施設災害関連) (海岸保全施設等災害関連)	(現年分) 50%	40%	
	飲毒対策	50%	40%	
	地方創生整備推進交付金(道整備交付金のうち広域農道)	50%	40%	
	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	100%	—	
	一般補助施設整備等事業債	農地耕作条件改善事業(市町村分) 畑作等促進整備事業(市町村分) 農業水路等長寿命化・防災減災事業(市町村分) その他事業(土木施設(排水施設等の整備事業))	90% 75%	— —
	辺地対策事業債	辺地地域における一般農道整備等	市町村分 100%	—
	過疎対策事業債	過疎地域における一般農道整備等	市町村分 100%	—
	公営企業債			
	下水道事業債	農業集落排水事業 ※3	100%	—
	水道事業債	営農飲雑用水事業 ※4	100%	—
国の予算等貸付金債 (日本政策金融公庫 資金貸付金 沖縄振興開発金融公庫 資金貸付金)	・公有林整備事業 ・草地開発事業	100%	—	

(注1) 地方債の対象の詳細については、23ページの「V. 具体的な地方財政措置の内容」を参照。
(注2) 平成17年度から公共事業等債の対象事業のうち農業生産基盤整備については、辺地を包括する市町村及び過疎市町村については、辺地対策事業債及び過疎対策事業債の対象。
※1 ダム、干拓堤防、頭首工、排水機場、排水樋門、排水路、用水施設、道路、区画整理に限る。
※2 ダム、干拓堤防、頭首工、排水機場、排水樋門、排水路、用水施設、道路、区画整理、鳥獣害防止施設、農業生活環境整備に限る。
※3 過疎・辺地地域にあっては下水道事業債と過疎・辺地債を合わせて措置することができる(過疎債：平成2年度から、辺地債：平成3年度から)
※4 当該事業が水道事業として水道法上の事業認可を受けており、水道事業特別会計において当該経費を負担する場合に限る。

(3) 農業農村整備事業に係る地方債の交付税算入率

国の予算上の項目等	内容(本来分)	算入率	
		本来分	財源対策債分
国営かんがい排水事業 (国営地域防災対策一体型かんがい排水の地域防災対策のうち地盤沈下対策) (土地改良施設突発事故復旧(基幹施設型)のうち地盤沈下対策) (上記以外の国営かんがい排水) 国営農用地再編整備事業	・基準財政需要額に算入 ※1	57% 57% 0 ※6 0 ※6	50% ※7
国営総合農地防災事業(地盤沈下対策、シラス対策) ※2 (公害防止計画に基づく水質保全対策) (上記以外の総合農地防災)	・基準財政需要額に算入 ※3 ・基準財政需要額に算入 ※4 ・基準財政需要額に算入 ※1	57% 50% 0 ※6	
直轄地すべり対策事業	・基準財政需要額に算入 ※3	57%	
国営土地改良施設突発事故復旧事業	・基準財政需要額に算入 ※1	0 ※6	
水資源機構営事業	・基準財政需要額に算入 ※1	0 ※6	
農地中間管理機構関連農地整備事業 農業競争力強化農地整備事業 水利施設等保全高度化事業 農山漁村地域整備交付金 (・農地整備 ・水利施設整備) (・農村整備)	・基準財政需要額に算入 ※1	0 ※6	
中山間地域農業農村総合整備事業 農村整備事業 農地耕作条件改善事業(都道府県分) 畑作等促進整備事業(都道府県分) 農業水路等長寿命化・防災減災事業(長寿命化対策(都道府県分))			
農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金、農業水路等長寿命化・ 防災減災事業(防災減災対策(都道府県分)) ・農地防災(防災ダム(農業生産基盤及び農村環境保全管理施設に限る)) (ため池等整備(農業生産基盤及び農村環境保全管理施設に限る))	・基準財政需要額に算入 ※1	0 ※6	
農村地域防災減災事業 ・地すべり対策(地すべり対策) ・農村環境保全対策(公害防除特別土地改良) ・防災重点農業用ため池緊急整備	・基準財政需要額に算入 ※3 ・基準財政需要額に算入 ※4 ・基準財政需要額に算入	57% 50% 50% ※6	
農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金、農業水路等長寿命化・ 防災減災(防災減災対策(都道府県分)) ・農地保全(農地保全整備のうちシラス対策) (農地保全整備(農業生産基盤及び農村環境保全管理施設に限る)) ・農村環境保全対策(地盤沈下対策) (水質保全対策のうち公害防止計画に基づくもの) (水質保全対策(水質保全施設及び併せ行う施設に限る))	・基準財政需要額に算入 ※3 ・基準財政需要額に算入 ※1 ・基準財政需要額に算入 ※3 ・基準財政需要額に算入 ※4	57% 0 ※6 57% 50% 0	
農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金、農業水路等長寿命化・ 防災減災事業(防災減災対策(都道府県分)) ・湛水防除	・基準財政需要額に算入(都道府県分) ・特別交付税の配分基準に算入(市町村分)	0 30%	
土地改良施設突発事故復旧事業	・基準財政需要額に算入 ※1	0	
直轄海岸保全施設整備事業(侵食対策以外) (侵食対策)	・基準財政需要額に算入 ・基準財政需要額に算入 ※3	0 57%	
農山漁村地域整備交付金(海岸保全施設整備事業) ・海岸保全施設整備(高潮対策) (侵食対策) (海岸耐震対策) ・津波・高潮危機管理対策(津波・高潮ハザードマップ作成支援を除く) ・海岸環境整備	・基準財政需要額に算入 ・基準財政需要額に算入 ※3 ・基準財政需要額に算入 ・基準財政需要額に算入 ・基準財政需要額に算入	0 57% 0 0 0	
地すべり対策災害関連緊急(直轄)	・基準財政需要額に算入 ※3	57%	
農業用施設等災害関連(災害関連緊急地すべり対策)	・基準財政需要額に算入 ※3	57%	
農業用施設等災害関連(特殊地下壕対策を除く農業用施設等災害関連) (農地災害関連区画整備) (災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策) (地すべり防止施設災害関連) (海岸保全施設等災害関連)	・基準財政需要額に算入	0	
鉱毒対策	・基準財政需要額に算入	0	
地方創生整備推進交付金(道整備交付金のうち広域農道)		0	
2. 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	・基準財政需要額に算入	50%	
3. 一般補助施設整備等事業債			
農地耕作条件改善事業(市町村分) 畑作等促進整備事業(市町村分) 農業水路等長寿命化・防災減災事業(市町村分)	・基準財政需要額に算入	20% ※8	—
その他事業(土木施設(排水施設等の整備事業))	・措置なし	—	—
4. 辺地対策事業債	(辺地対策事業債償還費)		
一般農道整備等	・基準財政需要額に算入<市町村分>	80%	—
5. 過疎対策事業債	(過疎地域の持続的発展の支援のための地方債償還費)		
一般農道整備等	・基準財政需要額に算入<市町村分>	70%	—
6. 下水道事業債	(下水道費)		
農業集落排水事業	・基準財政需要額に算入	44%	—
7. 水道事業債	・特別交付税措置 ※5	22.5%	—
営農飲雑用水事業			
8. 公有林整備事業	・措置なし	—	—
公有林整備事業 農村振興整備(美しいむらづくり総合整備(森林居住環境整備))			
9. 草地開発事業債	・措置なし	—	—
草地開発事業			

※1 本来分は農業行政費に算入される(国営、緑資源機構営事業は平成12年度の償還分から算入され、都道府県営分については、平成4年度の償還分から算入されている)。
 ※2 国営かんがい排水事業と一体的に行う地域防災対策のうち、地盤沈下対策を含む。
 ※3 災害復旧費に算入される(公債費)。
 ※4 公害防止事業債償還費に算入される(公債費)。
 ※5 当該事業が簡易水道事業として水道法上の事業認可を受けており、簡易水道事業特別会計において当該経費を負担する場合に限る。
 ※6 及び防災重点農業用ため池等(B類型)については、50%が農業行政費に算入される。(都道府県営のダムについては、平成21年度までに着手している継続事業等に限る。)
 ※7 財源対策債等の50%は、公債費方式により基準財政需要額に算入される。
 ※8 公共事業等債と同等の地財措置がガイドライン以下の負担分に対して20%の算入率が適用される。

(3) 直入方式・市町村負担の一括償還（国営総合農地防災事業等）

※ガイドラインで示す「標準的な負担額の水準によらず地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきもの」とされている事業

- ①国営総合農地防災事業等の直入方式（平成11年度以降新規着工地区）の都道府県負担
- ②国営総合農地防災事業等（一般型）の一括償還方式（起債）の市町村負担
- ③水資源機構営事業の直入方式または一括償還方式（起債）の都道府県負担・市町村負担

※直入方式：各年度に要する費用について、当該事業が施行される各年度に支払う方法
 一括償還方式：当該年度に支払うべき費用（地財対象分）を一括して支払う方法
 規定償還方式：事業完了年度の翌年度から元利均等年賦支払で支払う方法

内 容		摘 要
概 念 図	<p>1) 地盤沈下対策、シラス対策（※3）</p> <p>α = 都道府県(市町村)の負担の全額 公共事業等債（充当率：90%）</p> <p>当該年度の包括算定経費の単位費用に算入</p> <p>元利償還金の一定部分（αの50.6%）を後年度の個別算定経費（公債費）に算入</p>	<p>①包括算定経費 <基準財政需要額> ・測定単位：人口 =単位費用×測定単位×段階補正係数 ・測定単位：面積（※1） =単位費用×測定単位×種別補正係数</p> <p>②個別算定経費 <基準財政需要額（農業行政費）> =単位費用×農家数×補正係数（※2） （事業費補正を含む）</p> <p><基準財政需要額（公債費）> =単位費用×測定単位×補正係数</p> <p>地方債充当率</p> <p>①本来分 ・地盤沈下対策、シラス対策 : 80% ・上記以外 : 50%</p> <p>②財源対策債分 ・地盤沈下対策、シラス対策 : 10% ・上記以外 : 40%</p> <p>後年度の基準財政需要額への算入率</p> <p>①本来分 ・地盤沈下対策、シラス対策（※3） : 57% ・公害防止計画に基づくもの : 50% ・ダム地区、防災重点農業用ため池（B類型）（※4） : 50% ・上記以外 : 0%</p> <p>②財源対策債分 : 50%</p>
	<p>2) 公害防止計画に基づく水質保全対策、ダム地区等（B類型）（※4）</p> <p>α = 都道府県(市町村)の負担の全額 公共事業等債（充当率：90%）</p> <p>当該年度の包括算定経費の単位費用に算入</p> <p>元利償還金の一定部分（αの45%）を後年度の個別算定経費（※5）に算入</p>	<p>よって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下対策、シラス対策 本来分 財源対策債分 ($0.8 \times 57\%$) + ($0.1 \times 50\%$) = 50.6% ・公害防止計画に基づくもの 本来分 財源対策債分 ($0.5 \times 50\%$) + ($0.4 \times 50\%$) = 45% ・B類型 本来分 財源対策債分 ($0.5 \times 50\%$) + ($0.4 \times 50\%$) = 45% ・上記以外 本来分 財源対策債分 ($0.5 \times 0\%$) + ($0.4 \times 50\%$) = 20%
	<p>3) 上記以外の総合農地防災</p> <p>α = 都道府県(市町村)の負担の全額 公共事業等債（充当率：90%）</p> <p>当該年度の包括算定経費の単位費用に算入</p> <p>元利償還金の一定部分（αの20%）を後年度の個別算定経費（公債費）に算入</p>	<p>注)平成13年度までに発行した既発債に係る元利償還金については、従来どおりの財政措置を継続する。 また、A類型(算入率が20%)の事業のうち平成22年度までに実施した事業に係る市町村負担については、算入率30%である。</p>
対象事業	<p>国営事業：直入方式（平成11年度以降新規着工地区）の都道府県負担 一括償還方式（起債）の市町村負担 水資源機構営事業：直入方式または一括償還方式（起債）の都道府県負担・市町村負担</p> <p>市町村の負担根拠 国営事業：土地改良法第90条第9項 水資源機構営事業：水資源機構法第26条第2項</p>	

※1 測定単位及び種別補正の詳細については、17ページの「◎包括算定経費に係る基準財政需要額の算定方法」を参照。
 ※2 補正係数の詳細については、16ページの「◎個別算定経費（農業行政費）に係る基準財政需要額の算定方法」を参照。
 ※3 国営かんがい排水事業と一体的に行う地域防災対策のうち、地盤沈下対策を含む。
 ※4 ダム地区等の詳細については、13ページの「参-4 事業費補正B類型の対象」を参照。
 ※5 公害防止計画に基づくもの：本来分及び財源対策債分ともに公債費に算入。
 ダム地区等：本来分については事業費補正として農業行政費、財源対策債分については公債費に算入。

(2) 農地防災事業等（起債した場合）

※ガイドラインで示す「標準的な負担額の水準によらず地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきもの」とされている事業

内 容		摘 要
概 念 図	<p>1) 地すべり対策、地盤沈下対策、シラス対策</p> <p>α = 都道府県(市町村)の負担の全額 公共事業等債等 (充当率: 90%)</p> <p>当該年度の包括算定経費の 単位費用に算入</p> <p>元利償還金の一定部分 (α の 50.6%) を 後年度の個別算定経費 (公債費) に算入</p>	<p>①包括算定経費 <基準財政需要額> ・測定単位: 人口 = 単位費用 × 測定単位 × 段階補正係数 ・測定単位: 面積 (※1) = 単位費用 × 測定単位 × 種別補正係数</p> <p>②個別算定経費 <基準財政需要額 (農業行政費)> = 単位費用 × 農家数 × 補正係数 (※2) (事業費補正を含む)</p> <p><基準財政需要額 (公債費)> = 単位費用 × 測定単位 × 補正係数</p> <p>地方債充当率</p> <p>①本来分 ・地すべり対策、地盤沈下対策、 シラス対策 : 80% ・上記以外 : 50%</p> <p>②財源対策債分 ・地すべり対策、地盤沈下対策、 シラス対策 : 10% ・上記以外 : 40%</p> <p>後年度の基準財政需要額への算入率</p> <p>①本来分 ・地すべり対策、地盤沈下対策、 シラス対策 : 57% ・公害防止計画に基づくもの : 50% ・ダム地区、防災重点農業用ため池、 南海トラフ地震、日本海溝・千島海 溝周辺海溝型地震 (B類型) (※3) : 50% ・上記以外 : 0% ②財源対策債分 : 50%</p> <p>よって、 ・地すべり対策、地盤沈下対策、 シラス対策 本来分 財源対策債分 ($0.8 \times 57\%$) + ($0.1 \times 50\%$) = 50.6%</p> <p>・公害防止計画に基づくもの 本来分 財源対策債分 ($0.5 \times 50\%$) + ($0.4 \times 50\%$) = 45%</p> <p>・B 類型 本来分 財源対策債分 ($0.5 \times 50\%$) + ($0.4 \times 50\%$) = 45%</p> <p>・上記以外 本来分 財源対策債分 ($0.5 \times 0\%$) + ($0.4 \times 50\%$) = 20%</p> <p>注) 平成 13 年度までに償還を開始している 負担金については、従来どおりの財政 措置を継続する。</p>
	<p>2) 公害防止計画に基づくもの、ダム関連地区、防災重点農業用ため池、 南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 (B 類型) (※3)</p> <p>α = 都道府県(市町村)の負担の全額 公共事業等債等 (充当率: 90%)</p> <p>当該年度の包括算定経費の 単位費用に算入</p> <p>元利償還金の一定部分 (α の 45%) を後 年度の個別算定経費 (※4) に算入</p>	
	<p>3) 上記以外</p> <p>α = 都道府県(市町村)の負担の全額 公共事業等債等 (充当率: 90%)</p> <p>当該年度の包括算定経費の 単位費用に算入</p> <p>元利償還金の一定部分 (α の 20%) を後 年度の個別算定経費 (公債費) に算入</p>	
対象事業 (※5)	農村地域防災減災事業、土地改良施設突発事故復旧事業、農山漁村 地域整備交付金、農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減 災対策 (都道府県分) (※6) 等	
市町村の 負担根拠	土地改良法第 91 条第 6 項等	

- ※1 測定単位及び種別補正の詳細については、17ページの「◎包括算定経費に係る基準財政需要額の算定方法」を参照。
- ※2 補正係数の詳細については、16ページの「◎個別算定経費 (農業行政費)に係る基準財政需要額の算定方法」を参照。
- ※3 ダム地区等の詳細については、13ページの「参-4 事業費補正B類型の対象」を参照。
- ※4 公害防止計画に基づくもの: 本来分及び財源対策債分ともに公債費に算入。
ダム地区等: 本来分については事業費補正として農業行政費、財源対策債分については公債費に算入。
- ※5 公共事業等債の対象事業のうち農地防災等を除く農業農村整備事業について、辺地を包括する市町村及び過疎市町村については、辺地対策
事業債及び過疎対策事業債の対象。なお、起債対象額については、公共事業等債と同様。(ただし、中山間地域総合農地防災事業を除く。)
- ※6 令和元年度から団体営事業にガイドラインが設定されたことに伴い、非公共事業 (農地耕作条件改善事業、畑作等促進整備事業及び農業水路
等長寿命化・防災減災事業)に係る市町村負担分については、一般補助施設整備等事業債 (充当率90%、算入率20%)の対象となった。